
学習用タブレット端末購入に関する Q&A

Q1 県立高校と同じ端末を個人購入するのですか。

A1 県立高校と同じ端末を購入していただきます。購入方法につきましては改めてご案内させていただきますが、市立高校の合格発表（令和9年3月）以降に購入手続きをしていただきます。

Q2 金額はいくらですか。

A2 令和9年度入学生の端末金額は令和8年秋以降にお知らせしますが、端末等購入総額より、市が助成する 1/3 相当額を引いて 70,000 円～75,000 円の負担額となる予定です。

Q3 経済的な理由により、端末を購入できない場合はどうすればいいですか。

A3 「生活保護受給世帯」や「令和8年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円の世帯」などのうち希望する生徒に対して、学校から端末をお貸しします。貸出用端末の希望申請受付は、令和8年秋以降に開始予定です。

Q4 分割支払はできますか。（島根県教育委員会のチラシ裏面 Q5に関連）

A4 島根県教育委員会の無利子奨学金貸与制度は利用できません。分割支払をご希望の場合は、クレジットカードによる分割払いをご利用ください。

Q5 家庭での通信料はだれが負担するのですか。（島根県教育委員会のチラシ裏面 Q6に関連）

A5 ご家庭で負担をお願いします。なお、通信機器がない場合は各ご家庭でご準備くださいますようお願いいたします。（Wi-Fi 環境が必要です。）

※島根県教育委員会のチラシ（「中学校3年生・義務教育学校9年生及び保護者の皆様へ大切なお知らせです！」）の裏面 Q&A のうち、Q5、6以外は皆美が丘女子高等学校にも該当しますので、併せてご確認ください。

◆皆美が丘女子高等学校の学習用タブレット端末の購入方法(令和9年度入学生)

以下の3パターンの中からお検討ください。

(パターン1)

タブレット端末を一括で購入(購入価格のうち 1/3 を松江市が補助)

→ 令和9年3月の合格発表以降に手続きをしていただきます。

(パターン2)

タブレット端末をクレジットカードの分割支払で購入(購入価格のうち 1/3 を松江市が補助)

→ 令和9年3月の合格発表以降に手続きをしていただきます。

(パターン3)

学校から貸出用タブレット端末の貸与 ※要件あり

→ 貸与申請手続きが必要となります。(令和8年秋以降、希望申請受付開始予定)